

常陸太田市文化団体連合会地区文化活動助成費交付要項

(目的)

第1条 この要項は、市内の文化団体が行う文化事業に助成費を交付することにより文化の振興と文化水準の向上を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成費の交付対象者は、常陸太田市文化団体連合会に加盟する文化団体で、市民を対象に発表、鑑賞の機会を提供する文化事業を行う者とする。

(助成額)

第3条 助成費の額は、下記の金額を上限とする

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 複数の団体が合同して事業を実施する場合 | 10万円 |
| (2) 1団体が単独で事業を実施する場合 | 3万円 |

(助成費の交付申請)

第4条 助成費の交付を受けようとするものは、常陸太田市文化団体連合会地区文化活動助成費交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて申請しなければならない。

(助成費の交付決定)

第5条 前条の規定による申請があったときは、理事会においてその内容を審査し、助成費を交付することに決定したときは、常陸太田市文化団体連合会地区文化活動助成費交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。ただし、助成費を交付することが不相当と認めるときは、常陸太田市文化団体連合会地区文化活動助成費不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成事業の実績報告)

第6条 助成費の交付を受けた者は、助成事業の完了後、速やかに常陸太田市文化団体連合会地区文化活動助成費実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて提出しなければならない。

(助成費の返還等)

第7条 助成費の交付決定を受けた者が次の各号に該当するときは、助成費の交付決定を取り消し、又は助成費の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付決定者が虚偽の申請により、不正に助成費の交付を受けたとき。
- (2) この要項及びこの要項に基づく指示に従わないとき。
- (3) その他助成費を交付することが不相当と認められるとき。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成23年5月27日から施行する。